

議案第 16 号

木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例制定について

木古内町まちづくり応援基金条例（平成 20 年条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 15 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例

木古内町まちづくり応援基金条例（平成20年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する規則で定める事業に充てることを指定した事業

第3条に次の1項を加える。

- 4 前条第5号に規定する事業は、規則で定める寄附対象法人のみ指定することができるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。